

## 運転免許証を有効期間内に更新しなかった場合は

- ◎ 有効期間内に更新手続きをしなかった場合、その運転免許証の効力は失われます。(失効します。)
- ※ 失効した運転免許証では運転できません。  
「無免許運転」になりますので、ご注意ください。
- ◎ 失効した運転免許証を回復するためには、新たに免許試験を受験(申請)する必要があります。  
この場合、失効した理由及び失効後の期間により、試験の一部免除の規程が適用になります。(学科試験及び技能試験ともに免除で適性試験のみ受験となります。)
- ◎ 失効した運転免許証を回復するための手続きは、運転免許センターのみでの取扱いとなります。  
※ 警察署、交番などでは、手続きできません。

## 失効(有効期限切れ)の区分

- 1 失効してから6か月以内の方(うっかり忘れた方)
  - 2 失効してから6か月以内の方(海外渡航、入院等やむを得ない理由のある方)
  - 3 やむを得ない理由により失効してから6か月を超え3年以内でその理由が止んだ日(帰国、退院等)から1か月以内の方
  - 4 失効してから6か月を超え1年を経過しない方(うっかり忘れた方)  
※ 仮運転免許証の交付となります。
- ◎ 上記いずれの場合でも、住民基本台帳法の適用を受ける方は、本籍(国籍)の記載された住民票が必要になります。  
なお、外国籍の方でも住民基本台帳法の適用を受ける方は、住民票が必要になります。

- ◎ システム障害などの公安委員会側の事情(新型コロナウイルス関連含む)によって運転免許証の更新ができなかった方については、受験(申請)手数料及び交付手数料が減額となります。

※ 減額は、次のとおりとなります。

- ・ 受験(申請)手数料 1,900円 → 800円  
(受験(申請)する免許種別ごとに同額が加算されます。)
- ・ 交付手数料 2,050円 → 1,700円  
(2免種以上受験(申請)の場合は、追加する免許種別ごとに200円ずつ加算されます。)

# 1 失効してから6か月以内の方（うっかり忘れた方）

対 象 者	◎ 失効してから6か月以内の方（更新の手続をうっかり忘れた方）
試 験 内 容	◎ 学科試験、技能試験ともに免除となります。 ※ 適性試験に合格し、講習を受講すると運転免許証が交付されます。
受 付 時 間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午後1時～午後1時50分（午前の受付は、ありません）
場 所	秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
必要書類等	○ 運転免許申請書（免許センターにあります。） ○ 質問票（免許センターにあります。） ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票（免許センターにあります。） ○ 申請用写真 1枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ○ 本籍（国籍）の記載された住民票 ○ 失効した運転免許証（返納の義務があります。） ◇ 70歳以上の方は、次の書類の提出も必要となります。 ・ 70歳以上75歳未満の方は、高齢者講習終了証明書 ・ 75歳以上の方は、高齢者講習終了証明書、認知機能検査結果通知書（運転技能検査を受検した方は、運転技能検査受検結果証明書の提出も必要となります。） ※ 前記のほか、同等の制度による高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査もありますので、分からない場合は、運転免許センター試験係までお問合せください。
注 意 事 項	○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 住民票は、必ず本籍（国籍）の記載されたものを準備してください。 <b>（「本籍（国籍）省略」のものは、申請を受理できません。）</b> ○ 失効した運転免許証を紛失した方は、事前に運転免許センター試験係（018-862-7570）へご相談ください。 なお、申請日当日は、本籍（国籍）の記載された住民票のほか、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証など本人確認のための書類の提示が必要となります。 ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。
参 考 事 項	◎ 失効したことにより、以前の運転経歴が継続されないことから、「優良免許証又は5年間有効な免許証」は交付されません。

申請手数料	全 免 種	1,900円（申請免種ごとに必要です。）
講習手数料	一 般 講 習	800円
	違反、初回講習	1,350円
交付手数料		2,050円
併記手数料	1免種につき	200円ずつ加算

お問合せは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで